

危険木の伐採等にかかる費用を補助します

【概要】

適正な森林環境及び市民の安全な生活環境の維持・保全を図るため、倒木により市民が居住している住宅等に被害を与えるおそれのある立木を伐採する経費を補助します。

【対象となる危険木】

《次の要件の全てを満たす樹木が対象です》

- 市内の森林内（宅地や農地等に生えている木は対象外）にあること
- 胸高直径20cm以上かつ樹高5メートル以上
- 樹高と同等の距離の範囲内に所在する住宅等に被害を与えるおそれがあること

【補助の対象者】

- (1) 危険木が定着している土地の所有者
- (2) 危険木が倒れることにより直接的な被害を受けるおそれのある住宅の所有者又は管理者
- (3) 集会所等を管理する区長

※補助対象者が、土地の所有者と異なる場合は、危険木伐採等について所有者の承諾が必要です。

【補助対象経費と補助金の額】

危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費（消費税及び地方消費税を除きます。）が対象となり、補助対象経費の2分の1の額（上限50万円）を補助します。

※危険木を売却処分する場合は、補助対象経費から売却した額を差し引いて補助します。

※補助金額を算出した際に、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※補助金の申請は、同一箇所につき、1年度内で1回限りとします。

※ 申請書類等は市HPに掲載しています。

伐採前に必ず農林政策課へ相談してください

補助金申請の流れ

危険木の
伐採を検討

- 農林政策課に相談（着手前）
☎055-995-1823

現地確認

- 補助金の対象となるか職員が現地確認をします。

補助金
交付申請

- 交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

交付決定

- 市から交付決定の通知がきたら、専門事業者と日程を調整して危険木の伐採を行ってください。

伐採
撤去後

- 伐採、撤去が終わったら実績報告書に必要書類を添えて提出してください。

補助金
振込

- 提出書類と現地を審査し、問題がなければ指定口座へ振り込みます。